

株式交換に係る事前開示書類
(会社法 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2026 年 4 月 14 日
HEROZ 株式会社

2026年4月14日

株式交換に係る事前開示事項

東京都港区芝 5-31-17 PMO 田町
HEROZ 株式会社
代表取締役 CEO 林 隆弘

当社は、2026年4月14日付で、バリオセキュア株式会社（以下「バリオセキュア」といいます。）との間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、当社を株式交換完全親会社、バリオセキュアを株式交換完全子会社、効力発生日を2026年6月30日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

本株式交換契約の締結

バリオセキュアは、当社との間で、2026年4月14日に、本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第4号）

本株式交換契約の締結

当社は、バリオセキュアとの間で、2026年4月14日に、本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は、別紙1に記載のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項第3号の規定により、本株式交換について異議を述べる事ができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

別紙 1

株式交換契約書

2026 年 4 月 14 日

株式交換契約書

HEROZ 株式会社（以下「甲」という。）及びバリオセキュア株式会社（以下「乙」という。）は、2026年4月14日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：HEROZ 株式会社

住所：東京都港区芝五丁目31番17号PMO田町

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：バリオセキュア株式会社

住所：東京都千代田区神田錦町一丁目6番地

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（第9条第2項に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に0.99を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.99株の割合（以下「本株式交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める金額とする。

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年6月30日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する株主総会の決議による承認を求める。

第7条（事業の運営等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社（但し、甲については乙及びその子会社を除く。以下本条において同じ。）をして、善良な管理者の注意をもって当該子会社の業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社をして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす具体的なおそれのある行為を行い又は行わせる場合は、事前に相手方当事者と協議し、書面により合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

第8条（剰余金の配当）

甲及び乙は、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

第9条（新株予約権及び自己株式の消却）

1. 乙は、第6条第2項に定める乙の株主総会において本契約の承認が得られた場合（甲において、第6条第1項但書きの規定に基づき甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲及び乙の株主総会において本契約の承認が得られた場合）、本効力発生日の前日までに、自らが発行する新株予約権のうち、基準時において残存している新株予約権の全部について、本契約の承認に係る乙の株主総会決議が行われたことを取得事由として無償にて取得した

上で、基準時をもって消却するものとし、そのために必要なすべての行為（乙の取締役会における自己新株予約権の消却に係る決議を行うことを含む。）を行うものとする。

2. 乙は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において所有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部につき基準時をもって消却するものとする。

第 10 条（本株式交換の条件変更等）

本契約締結日以降、本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(ii)甲において、会社法第 796 条第 3 項の規定により本契約に関して株主総会の承認が必要となったにもかかわらず、本効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(iii)国内外の法令に基づき本株式交換を実行するために本効力発生日に先立って必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、及び(iv)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第 12 条（準拠法及び合意管轄裁判所）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

(以下余白)

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2026年4月14日

甲 東京都港区芝五丁目31番17号 PMO 田町
HEROZ 株式会社
代表取締役 CEO 林 隆弘

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2026年4月14日

乙 東京都千代田区神田錦町一丁目6番地
バリオセキュア株式会社
代表取締役社長 斧江 章一

別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しております。

1. 本株式交換において交付する株式の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

本株式交換に際して、当社は、バリオセキュアの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.99株を割当て交付いたします。

ただし、当社が保有するバリオセキュアの普通株式（2026年4月14日現在1,934,000株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

当社が本株式交換により交付する株式は、当社普通株式2,558,688株を予定しており、その交付に当たっては、新たに発行する当社普通株式を充当する予定です。

なお、バリオセキュアは、本株式交換効力発生日の前日までに開催する同社の取締役会の決議により、同社が保有する自己株式（2026年4月14日現在4,427株）及び同社が基準時の直前時までに保有することとなる自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定であるため、実際に当社が割当て交付する株式数は今後修正される可能性があります。

また、本株式交換に伴い、当社普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるバリオセキュアの株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が当該端数に応じた金額を支払う予定です。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

当社及びバリオセキュアは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって、その公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社は株式会社プルータス・コンサルティングを、バリオセキュアはマクサス・コーポレートアドバイザー株式会社を、それぞれ第三者算定機関として選定しております。

当社においては、第三者算定機関であるプルータスから2026年4月13日付で受領した株式交換比率に関する算定書、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業からの助言、並びにバリオセキュアとの間で実施した協議・交渉の経緯及び内容等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。

ブルータスは、当社及びバリオセキュアの両社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して株式交換比率の算定を行っております。ブルータスによる算定の結果、当社株式 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合のバリオセキュアの評価レンジは、市場株価法では 0.87～0.89、DCF 法では 0.69～1.10 とされております。

他方、バリオセキュアにおいても、第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザーから 2026 年 4 月 13 日付で株式交換比率に関する算定書及びフェアネス・オピニオンを取得し、法務アドバイザーからの助言を受けるとともに、支配株主である当社及び本株式交換の成否から独立したメンバーで構成される特別委員会から 2026 年 4 月 14 日付で答申書を取得しております。

当社及びバリオセキュアは、上記の各算定結果、本経営統合によるシナジー効果、本株式交換に関するデュー・ディリジェンスの結果、財務の状況、資産の状況、将来の見通しその他の要因を総合的に勘案し、株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断いたしました。

以上から、当社は、本株式交換における割当ての内容は相当であると判断しております。

2. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。以下の資本金及び準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断いたしました。

(1) 増加する資本金の額

0 円

(2) 増加する資本準備金の額

法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

(3) 増加する利益準備金の額

0 円

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,568,131	流動負債	510,785
現金及び預金	759,914	買掛金	81,957
売掛金	452,063	1年内返済予定の 長期借入金	200,000
仕掛品	5,665	未払金	40,859
貯蔵品	138,884	前受収益	20,029
前払費用	140,519	未払費用	12,583
前渡金	57,656	前受金	91,732
その他	13,426	賞与引当金	21,245
固定資産	3,756,945	未払法人税等	12,572
有形固定資産	119,909	未払消費税等	23,827
建物附属設備	25,379	その他	5,979
工具、器具及び備品	80,053	固定負債	997,160
建設仮勘定	14,476	長期借入金	900,000
無形固定資産	3,308,048	資産除去債務	18,529
ソフトウェア	151,295	長期前受金	75,702
のれん	2,970,581	その他	2,927
ソフトウェア仮勘定	186,171	負債合計	1,507,946
投資その他の資産	328,987	(純資産の部)	
破産更生債権等	129	株主資本	3,817,130
繰延税金資産	87,767	資本金	751,798
長期前払費用	168,794	資本剰余金	1,995,098
その他	72,425	資本準備金	541,798
貸倒引当金	△129	その他資本剰余金	1,453,300
資産合計	5,325,076	利益剰余金	1,070,318
		その他利益剰余金	1,070,318
		繰越利益剰余金	1,070,318
		自己株式	△85
		純資産合計	3,817,130
		負債純資産合計	5,325,076

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書
(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,667,539
売上原価	1,321,807
売上総利益	1,345,732
販売費及び一般管理費	1,128,565
営業利益	217,167
営業外収益	428
受取利息	428
その他の	2,119
営業外費用	11,872
支払利息	11,872
為替差損	2,165
経常利益	205,677
税引前当期純利益	205,677
法人税、住民税及び事業税	79,161
法人税等調整額	54,466
当期純利益	72,049

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	750,868	540,868	1,453,300	1,994,168	998,269	998,269	△85	3,743,219	3,743,219
当 期 変 動 額									
譲渡制限付株式報酬	930	930	—	930	—	—	—	1,861	1,861
当 期 純 利 益	—	—	—	—	72,049	72,049	—	72,049	72,049
当 期 変 動 額 合 計	930	930	—	930	72,049	72,049	—	73,910	73,910
当 期 末 残 高	751,798	541,798	1,453,300	1,995,098	1,070,318	1,070,318	△85	3,817,130	3,817,130

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・ 貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～18年
工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ ソフトウェア（自社利用） 定額法によっております。
- ・ のれん 投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却を行っております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上してお

ります。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度の負担に属する金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① マネージドセキュリティサービス

マネージドセキュリティサービスは、運用管理サービスの提供を行っており、運用管理サービスは契約期間にわたり時の経過に基づき充足されると考えられるため、この期間にわたり収益を計上しております。また、運用管理サービスは、履行義務が契約に定められた期間において顧客に役務を提供することによって充足されるため、収益は、原則として契約期間に応じて期間均等額で計上しております。

② インテグレーションサービス

物販に関しては、顧客へ納品し顧客の検収が完了した時点で収益を計上しております。これは検収完了時点で顧客は自分の意志で商品を使用、売却することができるようになり、そこから生じる便益を得ることができることから、商品の支配が移転したと考えられるためです。

また、ライセンス付きソフトウェアについては、ライセンス期間にわたり役務を提供する義務を負っており、当該履行義務は、ライセンス期間にわたる役務の提供によって充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足されるライセンス期間において計上しております。当該履行義務は、契約に定められた期間において顧客に役務を提供することによって充足されるため、収益は、原則として契約期間に応じて期間均等額で計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
のれん	2,970,581 千円

当事業年度においてのれんに対する減損損失を計上しておりませんが、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

① 算出方法

当社で認識されているのれんは、主として株式会社 B A F 5 が旧バリオセキュア株式会社に対して行った企業結合により認識されたものであり、当該のれんは株式会社 B A F 5 と旧バリオセキュア株式会社の合併により、合併後会社に引き継がれております。

当社はインターネットセキュリティサービス事業の単一セグメントです。取得により生じるシナジー効果は当該単一セグメントとしての資金生成単位全体から生じることから、のれんは当該資金生成単位全体に配分されております。

企業結合により取得したのれんについて、取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、のれんの減損の兆候を把握します。減損の兆候がある場合、その帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較し、減損損失の認識に至った場合は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値により測定します。当事業年度においては割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから減損損失を認識しておりません。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、過去の実績や外部情報を反映し、取締役会によって承認された中期事業計画に基づき、事業計画が策定された期間を超える期間については当該計画の最終事業年度のキャッシュ・フローをもとに算定したものを基礎として見積もっております。将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、売上成長率であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りは現時点における最善の見積りであると考えておりますが、主要な仮定である売上成長率は事業環境の変化による不確実性を伴い、当該仮定の変動により将来キャッシュ・フローの見積額が減少した場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 393,700 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 - 千円

短期金銭債務 949 千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金を効率的に調達するため、取引銀行 4 行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の限度額 1,100,000 千円

借入実行残高 - 千円

差引額 1,100,000 千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高 - 千円

売上原価 1,625 千円

販売費及び一般管理費 2,359 千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,522,961 株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 3,119 株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除

く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式

64,040 株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。資金調達については、複数の金融機関からの借入や当座貸越契約枠を利用することにより調達しております。

なお、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社に財務上の損失を発生させるリスクであります。

長期借入金については、資金調達に係る流動性リスクと金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

(b)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持などにより資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

(c)金利変動リスクの管理

当社は、金利変動リスクを軽減するため、管理本部による市場動向等のモニタリングを行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、「現金及び預金、売掛金」については、預金及び売掛金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 1年内返済予定の長期借入金	200,000千円	200,000千円	-千円
(2) 長期借入金	900,000千円	900,000千円	-千円

(注) (1)1年内返済予定の長期借入金、(2)長期借入金

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の時価については、変動金利による調達であり、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	1,100,000	-	1,100,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

1. サービス区別の外部顧客に対する売上高は以下のとおりであります。

売上高

マネージドセキュリティサービス	2,344,542千円
インテグレーションサービス	322,997千円
	<u>2,667,539千円</u>

顧客との契約から生じる収益	2,667,539 千円
その他の収益	－千円
外部顧客への売上高	2,667,539 千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	458,251 千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	452,063 千円
契約資産(期首残高)	－千円
契約資産(期末残高)	－千円
契約負債(期首残高)	335,699 千円
契約負債(期末残高)	190,392 千円

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,809 千円
賞与引当金	6,505 千円
税務上の収益認識差額（売上高）	46,213 千円
資産除去債務	5,673 千円
前受収益	6,752 千円
棚卸資産評価損	46,472 千円
その他	3,428 千円
繰延税金資産合計	117,855 千円

繰延税金負債

税務上の収益認識差額（売上原価）	△27,133 千円
建物附属設備（資産除去債務関係）	△2,954 千円
繰延税金負債合計	△30,088 千円
繰延税金資産の純額	87,767 千円

(2) 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率が30.62%から31.52%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微です。

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	844円53銭
(2) 1株当たり当期純利益	15円94銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

該当事項はありません。